

2002年11月19日

特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク 殿

(株)ツーカーセルラー東京
取締役企画部長 松下 英明

申入書に対する回答

拝啓

晩秋の候、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。
さて、京都消費者契約ネットワーク殿から2002年9月27日付けの申入書にて、ご指摘のありました“代理店等が顧客に携帯電話端末を販売する際、顧客に対して一定期間の解約を制限し、制限期間内の解約に対して高額の違約金の支払を約束させる販売”について下記の通り回答します。
よろしくご査収願います。

敬具

記

弊社は、常日頃から(社)電気通信事業者協会策定の「代理店の営業活動に対する倫理要綱」の主旨に基づき、代理店指導を行っています。
また、代理店においても、弊社商品を取り扱う傘下の販売店に対して、同様の指導をしていると聞いており、少なくとも違法的行為が日常的に多く行われていることはないと考えております。
しかしながら、昨今、販売方法が多様化しているため、残念ながら弊社及び代理店の指導が十分に行き届かない場合が生じる可能性も考えられます。
今後、弊社は、弊社指導に反する行為を見つけ次第、販売方法の見直し等を行う様、代理店の再指導を徹底して行いますので、弊意ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

連絡先 企画部 堀 昌幸
電話 03-5400-6156
FAX 03-5400-6150